

社会福祉法人後人社 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 後人社（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人の施設において週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(常勤理事の報酬)

第3条 当法人の常勤理事については、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員については、別表1及び別表2に定める報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(評議員の報酬)

第5条 評議員については、別表3に定める報酬を支給する。

(旅費)

第6条 非常勤役員等が理事長の指示により、職務のため出張したときは、別表4に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(その他の費用)

第7条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を必要とするときは、当該費用の

実費相当額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 非常勤役員等に対する報酬及び費用は、支払事実が発生したのち、速やかに現金で支給するものとする。

2 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月10日から施行する。

別表1 理事の報酬

理事会等会議への出席	1回につき	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額	5,000円

- ※1 理事会等の会議と同日に業務を行ったときは、その業務に対する報酬は支給しない。
- ※2 理事に対する報酬の総額は、年額1,000,000円を超えないものとする。

別表2 監事の報酬

監事監査の実施	1回につき	10,000円
理事会等会議への出席	1回につき	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額	5,000円

- ※1 理事会等の会議と同日に監事監査以外の業務を行ったときは、その業務に対する報酬は支給しない。
- ※2 監事に対する報酬の総額は、年額300,000円を超えないものとする。

別表3 評議員の報酬

評議員会への出席	1回につき	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額	5,000円

- ※1 評議員会と同日に業務を行ったときは、その業務に対する報酬は支給しない。
- ※2 評議員に対する報酬の総額は、年額300,000円を超えないものとする。

別表4 旅費の支給基準

交通費	日当	宿泊費
実費	5,000円	実費（ただし原則として1泊15,000円以内）